

社会福祉法人サンシティあい役員等の報酬と費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人サンシティあい（以下「法人」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬と費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 法人の役員等の報酬は、別表のとおりとする。

(調整措置)

第3条 この法人の施設経営する施設の長（以下「施設長」という。）及び職員が、法人の役員等を兼ねる場合は、その兼ねる法人の役員等として受けるべき報酬は支給しない。

(費用弁償)

第4条 法人の役員等が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、施設職員旅費規程の定めるところによる。

ただし、法人の役員等が法人事務所の所在地における理事会等の招集に応じた場合の旅費の額は、法人事務所の所在地から法人の役員等の現住所を基準として定める。

3 施設長及び職員が法人の役員等を兼ねる場合において支給する旅費の額は、施設職員旅費規程の定めるところによる。

(理事会への委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、法人の役割等の報酬と費用弁償に関して必要な事項は、理事会で定める。

附則

1. この規程は平成22年4月1日から施行する。
2. この規程は平成29年4月1日から施行する。

別表

名 称	費用弁償の額
理事会出席報酬等	5,000円
評議員会出席報酬等	5,000円
監事監査指導報酬等	5,000円
評議員選任・解任委員会出席報酬等	5,000円